

親 権（管理権） 届

親権とは、親が未成年の子を監護及び教育するために認められた権利及び義務をいいます。その内容は、子の身上の監護に関するものと、財産の管理に関するものとに大別されます。

親権に服するものは未成年者となっていますが、未成年者でも婚姻することにより、成年に達したものとみなされることから、親権に服することはなくなります。

□親権者指定届（親権者の指定）：次の各場合において、協議によって親権者を定めることができないときは、父又は母の請求によって、家庭裁判所が協議に代わる審判を行います。

- ・父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければなりません（離婚届の場合は別途の届は不要）。
- ・裁判上の離婚の場合は、裁判所が父母の一方を親権者として定めます（離婚届の場合は別途の届は不要）。
- ・父母の離婚後に出生した子の親権は母が行うが、父母の協議で父を親権者と定めることができます。
- ・父が子を認知したときは、父母の協議で父を親権者として定めることができます。
- ・15歳未満の養子が離縁する場合に、養子の実父母が離婚しているときは、その協議でその一方を離縁後の親権者と定めなければなりません。

□親権者変更届（親権者の変更）

単身親権になった場合に、子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の親族の請求によって、親権者を他の一方に変更することができます。

□親権喪失届（親権の喪失）

父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するときは、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、家庭裁判所は親権喪失の審判をすることができます。

□親権停止届（親権の停止）

父又は母による親権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときは、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、家庭裁判所は親権停止の審判をすることができます。

□管理権喪失届（管理権喪失）

父又は母による管理権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害す

るときは、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、家庭裁判所は管理権喪失の審判をすることができます。

□親権、管理権喪失取消届（失権審判の取消し）

親権又は管理権喪失又は親権停止の審判を受けた父又は母について、その審判の原因がやんだときは、本人又はその親族の請求によって、家庭裁判所は失権の審判を取り消すことができます。

□親権辞任届、親権回復届、管理権辞任届、管理権回復届（親権又は管理権の辞任・回復）

親権を行う父又は母は、やむを得ない事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、親権又は管理権を辞することができます。

また、その事由がやんだときは、家庭裁判所の許可を得て親権又は管理権を回復することができます。

根 拠 法 令	戸籍法第78条～第80条
届 出 期 間	・ 親権者指定：届出をした日から法律上の効力が発生 ・ 親権者指定を除く親権の変更をするとき：調停の成立、審判の確定日から10日以内
届 出 地	子又は父母の本籍地、届出人の所在地
届 出 人	・ 協議による親権者指定届：父母 ・ 審判又は調停による親権者指定届、親権者変更届：親権を行う父又は母 ・ 親権又は管理権喪失、親権停止取消届：審判を請求した者 ・ 親権又は管理権の辞任又は回復届：辞任又は回復しようとする者
必 要 書 類	・ 届 書：親権(管理権)届記入例は下記をご覧ください。 ※戸籍全部事項証明書の添付は不要となりました。 ・ 親権者指定届：調停によるときは、調停調書の謄本。審判によるときは、審判書謄本及び審判確定証明書 ・ 親権者変更届：調停によるときは、調停調書の謄本。審判によるときは、審判書謄本及び審判確定証明書 ・ 親権又は管理権喪失届：審判書謄本及び審判確定証明書 ・ 親権又は管理権喪失取消届：審判書謄本及び審判確定証明書 ・ 親権又は管理権辞任届：許可の審判書謄本 ・ 親権又は管理権回復届：許可の審判書謄本 ・ 印 鑑：届出人のもの（押印は任意です。押印する場合はお持ちください。）

そ の 他	「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください。 親権者には以下のケースがあります。 ・ 共同親権（嫡出子の場合）：父母が婚姻をしている場合は、父母が共同して親権を行うことになっています。しかしながら、離婚をする場合、父、母のいずれか一方が親権者となり、親権者の指定は、離婚届に親権を行う未成年者についての記載をすることによって行われます。この後に、親権者を父から母、母から父といったように変更をする場合には、家庭裁判所での手続きを行わなければ、変更はできません。 - 離婚によりいったん父又は母の単独親権となった後にその父母が再婚した場合や、嫡出でない子が準正（婚姻又は認知により、嫡出子の身分を取得すること）された場合も、父母の共同親権となります。 ・ 家庭裁判所で親権者を変更するとき、調停もしくは審判が確定後、ただちに戸籍に記載するために、親権者変更届を提出する必要があります。 ・ 単独親権：父母の一方が死亡、行方不明又は成年後見開始の審判を受けたこと等により、親権を行うことができないときは、他の一方が行うことになります。父母が離婚するときは、その一方を親権者と定めます。子の出生前に父母が離婚した場合には、母が親権を行います。 ・ 非嫡出子の場合：嫡出でない子に対しては、母が親権を行います。母が未成年である場合には、母に対して親権を行う者が母に代わってその子に対して親権を行います。 ・ 養子の場合：未成年の子が養子となった場合は、養親が親権者となります。養親が夫婦である場合には、その夫婦が共同して親権を行い、養親夫婦のうち一方が死亡したとき、又は離婚したときなどにおける親権者は、嫡出子の場合、単独親権と同様になります。養親と実親が婚姻している場合には、養親と実親が共同して親権を行います。
関連の届出	
教 示	親権(管理権)届等の不受理処分がされたとき、戸籍法第122条により家庭裁判所に不服申立てができます。

親権（管理権）届

令和7年2月12日届出

※届出日を記入してください
埼玉県春日部市長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号		発送 令和 年 月 日	
送付 令和 年 月 日 第 号		埼玉県春日部市長 印	
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票
			住民票
			通 知

よみかた 氏 名 生 年 月 日	未 成 年 者		親権者（管理権者）	
	かすかべ 氏 春日部		あやこ 名 彩子	
	平成・令和23年3月3日		昭和・平成60年10月10日	
住 所 〔住民登録をして いるところ〕	埼玉県春日部市 粕壁東3丁目2番地 (方書・マンション名)		埼玉県春日部市 粕壁東3丁目2番地 (方書・マンション名)	
	埼玉県春日部市 粕壁東3丁目2番地 筆頭者の氏名 春日部 太郎		埼玉県春日部市 粕壁東3丁目2番地 筆頭者の氏名 春日部 太郎	
届出事件の 種 別	☐ 親権者指定 ☐ 親権喪失取消 ☐ 親権辞任 ☐ 管理権喪失取消 ☐ 管理権回復 ☒ 親権者変更 ☐ 親権停止取消 ☐ 親権回復 ☐ 管理権辞任			
	☐ 父母（養父母）の協議 ☐ 許可の審判 年 月 日 ☒ 調停 令和 元年 5 月 20日成立 ☐ 審判 年 月 日確定			
そ の 他				
届 出 人				
資 格	親権者（ ☒ 父 ☐ 母 ☐ 養父 ☐ 養母） ☐ その他（ ）		（親権者指定の協議の相手方が書いてください） 親権者（ ☐ 父 ☐ 母 ☐ 養父 ☐ 養母）	
住 所	埼玉県春日部市 粕壁東3丁目2番地 (方書・マンション名)		丁 目 番 地 番 号 (方書・マンション名)	
	埼玉県春日部市粕壁東 3丁目2番地 筆頭者の氏名 春日部太郎		丁 目 番 地 番 号 筆頭者の氏名	
署 名 押 印 生 年 月 日	春日部 太郎 印 昭和・平成60年10月10日		印 昭和・平成 年 月 日	

※持参するもの 印鑑（任意）、調停の場合は調停調書の謄本、審判の
場合は審判書謄本及び確定証明書
※届出人欄の左側が新たに親権者となった方の署名欄です。左側は協議
の相手方の署名欄です。

連絡 先	電話 048(736)1111
	自宅・携帯・勤務先・呼出